

# 11月は年金月間です

p.3

老後を実り豊かなものにするためには、生活そのものが安定していることが必要です。そのために国民年金は大きな役割を担っています。



国保年金課 年金係  
995-1813

## ❖ 国民年金加入者の種類と保険料の納め方は？

国民年金は、職業や収入、国籍を問わず日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。加入者は次の3つの種類に分けられます。

### ● 第1号被保険者

学生・フリーターや自営業などとその配偶者  
(次の第2・3号以外の方)

定額(1カ月15,040円)の保険料を納付書や口座振替などにより納付します。

### ● 第2号被保険者

厚生年金・共済組合などに加入している方  
保険料は給料から天引きとなります。

### ● 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者  
自分で納付する必要はありません。

## ❖ 第1号被保険者の方で 保険料の納付が困難なときは？

### ● 学生納付特例制度

大学・短大・専門学校・各種学校などに在学している20歳以上の学生が対象です。

### ● 若年者納付猶予制度

20歳～30歳未満の方が申請の対象です。

### ● 免除制度(全額免除・一部免除)

20歳～60歳未満の方が申請の対象です。

※各制度には前年の所得による制限があります。前年の所得がある場合でも、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付し、失業を理由として申請することも可能です。

## ❖ 後納制度

- 平成24年10月1日から3年間に限り、納め忘れた保険料を10年前までさかのぼって納める(後納する)ことができます。



沼津年金事務所  
921-2207

## ❖ 国民年金保険料の収納業務を 民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方に対して、電話、文書、訪問などによる納付のご案内や免除などの申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

### 注意事項

- 民間事業者の担当者が保険料を収納する場合には、お客様が保険料の納付書をお持ちの場合に限られています。
- 日本年金機構が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、民間事業者の担当者が現金をお預かりして、領収書の発行を行うことはありません。

### 民間委託業者(沼津年金事務所)

☎(株)アイ・シー・アールバックスグループ シー・ヴィ・シー共同企業体 096-221-2801

## ◆ 国民年金保険料控除証明書について ◆

国民年金保険料は、納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の際に、平成25年中の1年間に納付した額を申告することにより控除が受けられます

が、申告するために証明する書類の添付が必要です。

11月上旬に日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、申告する際まで大切に保管してください。

### ■ 控除証明書に関するお問い合わせ窓口

#### ○ 控除証明書専用ダイヤル

☎0570-070-117 ☎03-6700-1130(050または070から始まる電話でかける場合)

#### ○ 開設期間と開設時間

##### 【開設期間】

- 11月1日(金)～平成26年3月14日(金)

### 【開設時間】

- 月～金曜日 8時30分～17時15分

第2土曜日 9時30分～16時

※ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は19時まで

※祝日はご利用いただけません